

おくやみハンドブック

鎌ヶ谷市



# ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

鎌ヶ谷市では、

ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、

一般的な役所以外の手続きについて、

パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

鎌ヶ谷市役所 電話 047-445-1141(代表)

## もくじ

1.	死亡届について	p.5
2.	障がい福祉の手続きについて	p.7
3.	年金の手続きについて	p.7
4.	介護保険の手続きについて	p.8
5.	高齢者福祉の手続きについて	p.9
6.	葬祭費について	p.9
7.	国民健康保険の世帯主変更について	p.10
8.	国民健康保険及び後期高齢者医療保険料の還付及び高額療養費の支給申請について	p.10
9.	亡くなられた方に児童がいる場合	p.11
10.	税の手続きについて	p.11
11.	亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合	p.13
12.	庁舎案内図	p.14
13.	お問い合わせ窓口一覧	p.15
14.	その他の主な手続き／チェックリスト	p.17

## チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
福障が祉い	障害者手帳をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
年金	国民年金、厚生年金等を受給又は、加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
高齢者福祉	緊急通報システムを利用(設置)していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8 ～ p.10
	紙おむつの給付を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	後期高齢者医療制度に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	子ども医療費助成受給券をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	児童手当を受けているご家庭でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券及び養育医療券をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	市・県民税の課税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11 ～ p.12
	固定資産税の課税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その他	市営住宅に入居していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
	会社員でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.17
	個人事業主でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.18
	公共下水道を使用していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.16

## 身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

葬儀・法要

届出・手続

税金

3カ月以内

4カ月以内

- |       |                     |  |           |
|-------|---------------------|--|-----------|
| 葬儀・法要 | ○納骨                 | ○相続放棄・限定承認<br>○相続財産調査<br>○相続人調査<br>○遺言調査・遺言書の検認<br>○公共料金等の手続(23ページ参照)<br>○年金関係の手続<br>○健康保険関係の手続<br>○葬儀・法要の連絡・調整<br>○通夜・葬儀・告別式<br>○初七日<br>○四十九日 | (19ページ参照) |
|       | ○死亡届等               |  |           |
| 届出・手続 | ○所得税の準確定申告(20ページ参照) |  |           |
| 税金    |                     |  |           |

10ヶ月以内

1年以内

○一周忌

○遺産分割協議(19ページ参照)  
○戻戻・解約・名義変更等

○相続税の申告(20ページ参照)

鎌ヶ谷市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、15ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ～〉  
必要な手続きの  
詳細について

〈15ページ～〉  
必要な手続きの  
窓口一覧

〈17ページ～〉  
鎌ヶ谷市以外で  
必要な手続きの  
窓口一覧

## 1. 死亡届について

7日以内

### ◆死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

### ◆火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

### ◆届出地

死亡者の本籍地、届出人の所在地、  
亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

### ◆届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人  
(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)
- ・任意後見人

### ◆必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書又は死体検案書に、医師による証明のあるもの) 1通
- ・印鑑(任意)

### ◆鎌ヶ谷市に届出を提出する場合は

【平日(8:30~17:00)】

市役所1階 市民課

【夜間及び休日】

市役所 1階 休日窓口もしくは地下守衛室

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

### ◆死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

※大型連休中、年末年始に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

住民票について　※亡くなられた方の住民登録が鎌ヶ谷市にある場合

14日以内

### ◆世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の人人が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

- ・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**市民課 戸籍係 (047-445-1187)**

**記録管理係(047-445-1177)**

**市役所 1階**

## 2. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度障がい者医療費助成受給者証など、障がいに関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**障がい福祉課 (047-445-1305)**

**総合福祉保健センター 2階**

## 3. 年金の手続きについて

### ◆年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金事務所へ年金受給権者死亡届を提出していただく必要があります。

また、未支給年金(※1)や遺族年金等(※2)の請求手続きが必要になることがあります。

MEMO

### ◆国民年金、厚生年金等に加入中の方が死亡したとき

国民年金、厚生年金等に加入中の方が亡くなられた場合、死亡一時金（※3）や遺族年金等の請求手続きが必要になることがあります。

※1 未支給年金 年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができる

※2 遺族年金 国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金

※3 死亡一時金 国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間が36月以上ある方が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないままに亡くなったとき、その遺族に支給される一時金

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**保険年金課 国民年金係 (047-445-1209)**

**市川年金事務所 お客様相談室 ☎047-704-1177**

※手続きは原則お近くの年金事務所や各共済組合となります。

※遺族厚生年金の請求手続きについては、市川年金事務所にお問い合わせください。

### 4. 介護保険の手続きについて

鎌ヶ谷市の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算や、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人で遺族の代表の方の印鑑、口座番号のわかるもの（通帳等）をお持ちください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**高齢者支援課 介護保険係 (047-445-1380)**

**総合福祉保健センター2階**

## 5. 高齢者福祉の手続きについて

緊急通報システムを利用(設置)していた方が亡くなられたときは、利用中止・撤去の手続きが必要です。後日業者が装置を撤去するため、立会いが可能な方をご紹介ください。

その他、紙おむつを受給していた場合などは、利用中止のご連絡が必要になりますので、お問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**高齢者支援課 高齢者福祉係(047-445-1375)  
総合福祉保健センター2階**

## 6. 葬祭費について

「鎌ヶ谷市の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療制度に加入され、千葉県後期高齢者医療広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

### ◆申請に必要なもの

1. 亡くなった方の保険証(既に返却された場合は不要です。)
2. 申請者(葬祭を行った方)の印鑑
3. 葬祭を行ったことが確認できるもの(葬祭費用の領収書、会葬礼状等)
4. 申請者(葬祭を行った方)の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)
5. 申請者の身分証明書

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**国民健康保険**

**保険年金課 国民健康保険係 (047-445-1204)  
後期高齢者医療制度**

(75歳以上の方及び65歳から74歳までの広域連合から障害認定を受けた方)

**保険年金課 後期高齢者医療係 (047-445-1207)**

## 7. 国民健康保険の世帯主変更について

亡くなられた方が世帯主だった場合、世帯主の変更に伴い料金の精算が発生します。また、世帯主の変更に伴い、同一世帯の方の保険証も変更となります。

## 8. 国民健康保険及び後期高齢者医療保険料の還付及び高額療養費の支給申請について

保険料の納付状況や医療機関の受診状況によって、保険料や医療費の還付が発生します。

### ◆申請に必要なもの

1. 申請者(相続人代表者)の印鑑
2. 申請者の振込先口座が分かるもの
3. 申請者の身分証明書(マイナンバーカード等の顔写真付きのもの)

#### ※高額療養費の支給申請

申請者と亡くなられた方との続柄が配偶者、子、父母、兄弟姉妹以外の場合、法定相続人であることが確認できる添付書類(遺言等)が必要となります。

また、申請者もしくは振込先が成年後見人の場合、成年後見人である証明書類(登記事項証明書の写し等)が必要となります。

## 9. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方（父又は母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**こども支援課（047-445-1325）**

**総合福祉保健センター2階**

## 10. 税の手続きについて

### ◆市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**課税課（047-445-1094）**

**市役所2階**

所得税・相続税についてのお問い合わせは

**松戸税務署**

**松戸市小根本53-3 ☎047-363-1171**

### ◆固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有されている方が亡くなられた場合、現所有者（相続人等）は、鎌ヶ谷市税条例に基づき、現所有者申告書（相続人代表者指定届）の提出が必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

課税課  
市役所2階  
土地係 047-445-1104  
家屋係 047-445-1105

### ◆軽自動車税

バイク・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。また、所有されているバイク・軽自動車等の車種ごとによって窓口が異なりますので、詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー  
課税課 市民税係(047-445-1096)  
市役所2階

125ccを超えるバイク  
関東運輸局千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所  
(050-5540-2024)

三輪・四輪の軽自動車  
軽自動車検査協会千葉事務所 習志野支所  
(050-3816-3115)

## 11. 亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合

### ◆市営住宅入居者が死亡したとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建築住宅課へお問い合わせください。

### ◆必要な手続き

どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。

(1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

……名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※

(2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合

……住宅を明渡す手続き

(3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合

……異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

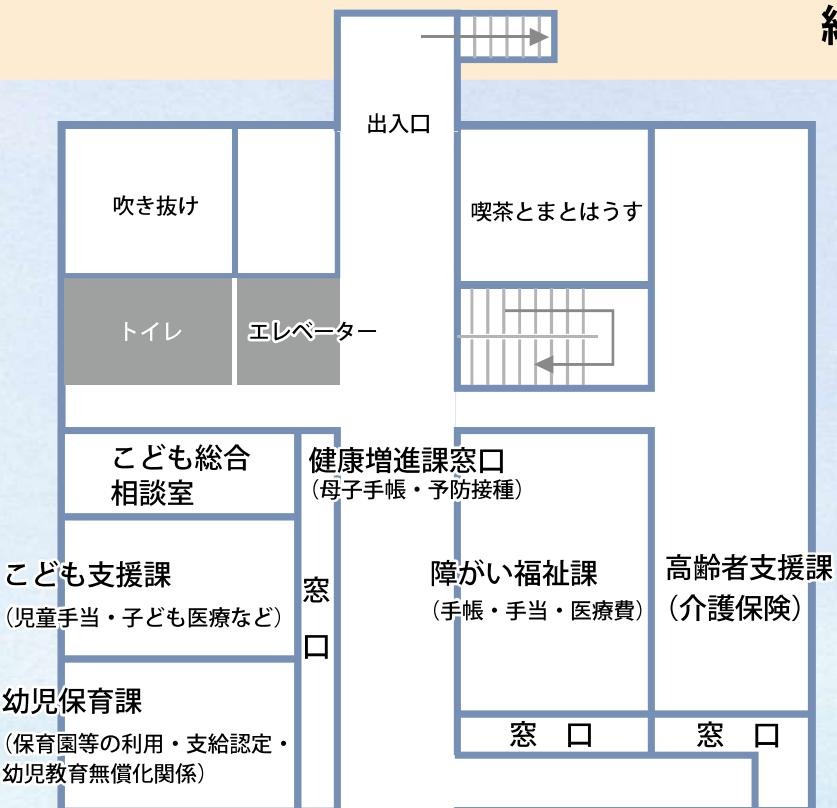
**建築住宅課(047-445-1472)**

**市役所4階**

MEMO

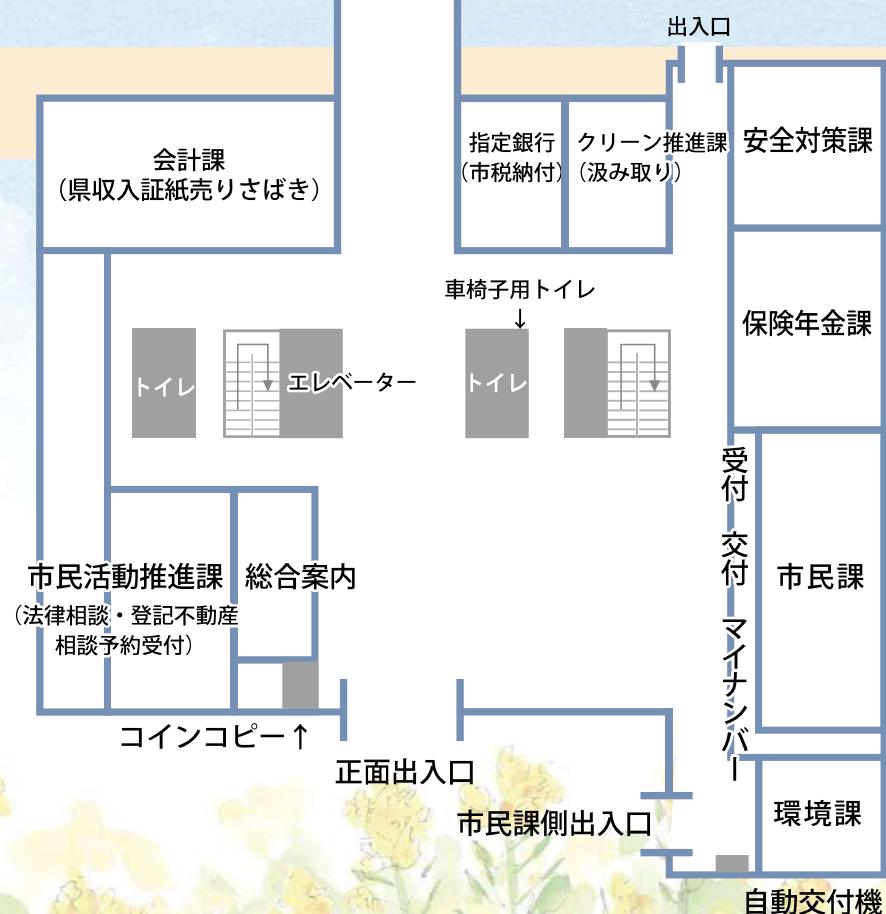
## 12. 庁舎案内図

### 総合福祉保健センター 2階



健康増進課	1階
社会福祉課	4階
習志野保健所連絡所	4階
大会議室	6階

### 市役所本庁舎 1階



課税課	2階
下水道課・建築住宅課	4階
学校教育課	5階

## 13. お問い合わせ窓口一覧

該当される項目のある方は

担当課に確認の上、必要手続きがある場合は速やかに手続きをしてください。

項目	担当課	担当係	死亡のときの手続きの内容	該当有無	完了
国民健康保険	保険年金課 (市役所1階)	国民健康保険係 445-1204	保険証を返却してください。 <u>葬祭を行った後に喪主の方が葬祭費の手続きをしてください。</u> ★手続きに必要なもの等はP.9「6.葬祭費について」をご確認ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国民年金、厚生年金等に加入中の方・年金をもらっていない方		国民年金係 445-1209	死亡一時金等の手続きが必要な場合があります。お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年金をもらっている方(老齢・障害・遺族年金) ★共済年金は共済組合に、恩給は恩給局に確認してください。		日本年金機構 市川年金事務所 047-704-1177	死亡届・未支給・遺族年金請求等の手続きが必要な場合があります。お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
後期高齢者医療制度		後期高齢者医療係 445-1207	保険証を返却してください。 <u>葬祭を行った後に喪主の方が葬祭費の手続きをしてください。</u> ★手続きに必要なもの等はP.9「6.葬祭費について」をご確認ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子ども医療費助成	こども支援課 (総合福祉保健センター2階)	給付係 445-1325	受給券の返却・保護者変更等の手続きが必要になる場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭等医療費等助成			受給者が死亡した場合は、資格喪失等の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
児童手当			消滅届が必要です。 (公務員は勤務先での手続になります。) ※今後児童を養育する方が手当を受給するため、受給者が亡くなられた翌日から15日以内に新たに申請が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
児童扶養手当			受給者が死亡した場合は、資格喪失等の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他児童の関係で手当や医療費の助成を受けている方			資格喪失等の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子どもの父または母等が死亡し、ひとり親家庭になった方			児童扶養手当等(所得制限あり)のご案内をいたします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護保険の保険証をお持ちの方	高齢者支援課 (総合福祉保健センター2階)	介護保険係 445-1380	介護保険証を返却してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護保険の認定を受けている方	高齢者支援課 (総合福祉保健センター2階)	高齢者福祉係 445-1375	利用中止の手続き・撤去が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
緊急通報システム			利用中止のご連絡が必要です。お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
紙おむつ					

項目	担当課	担当係	死亡のときの手続きの内容	該当有無	完了
障害者手帳	障がい福祉課 (総合福祉保健センター2階)	庶務係 445-1305	手帳の返還が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
難病患者援助金			受給資格消滅届が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
障がい関係の手当や医療費の助成を受けている方			受給資格消滅届が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自立支援医療受給者証			受給者証の返還が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
犬の登録	環境課 (市役所1階)	環境保全係 445-1229	飼い主の死亡のとき 犬の登録事項変更の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
125cc以下のバイク	課税課 (市役所2階)	市民税係 445-1096	廃車または名義変更の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
鎌ヶ谷市に固定資産のある方、住民税が課税されている方		市民税係 (445-1094) 土地係 (445-1104) 家屋係 (445-1105)	納税通知書等の受領者についての手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市税を口座振替にされている方	収税課 (市役所2階)	管理係 445-1110	納付義務者や口座名義人が死亡した場合に、口座振替の廃止または変更の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市営住宅に入居されている(いた)方	建築住宅課 (市役所4階)	住宅係 445-1472	名義人以外の死亡 →異動関係の手続きが必要です。 名義人の死亡 →承継あるいは退去関係の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公共下水道	下水道課 (市役所4階)	水洗普及係 445-1483	使用者(使用名義人)の変更や人数変更(戸内使用の方)等の届出が必要になります。 ※届け出先 千葉県企業局県水お客様センター 0570-001245	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
トイレがくみ取りの方(浄化槽は除く)	クリーン推進課 (市役所1階)	計画管理係 445-1222	人数の変更や使用者の名義変更等の届出が必要になります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農地を相続された方	農業委員会事務局 (市役所2階)	445-1542	相続により農地の権利を取得した場合には届出が必要になります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 14. その他の主要な手続き

### ◆亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却	すみやかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		故人の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
未支給年金、 遺族厚生年金の請求	5年以内 ※死亡一時金の請求 手続きの場合は2年以内となります。	<p>〈必要なもの〉 請求者のマイナンバーカード、故人の年金手帳(または年金証書)、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、請求者名義の振込先預(貯)金通帳</p> <p>〈手続先〉 日本年金機構年金事務所または街角の年金相談センター</p>

## ◆亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年 の翌年3月15日まで	

## 改葬・墓じまいの手続きについて

### 1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

- ・受入証明書
- ・永代使用許可書

### 2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

### 3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

提出先(受取先) 現在埋葬されている墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。

### 4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

### 5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

〈お問合せ〉  
市民課 窓口係  
(047-445-1195)

## ◆その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所の「名寄帳」で知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

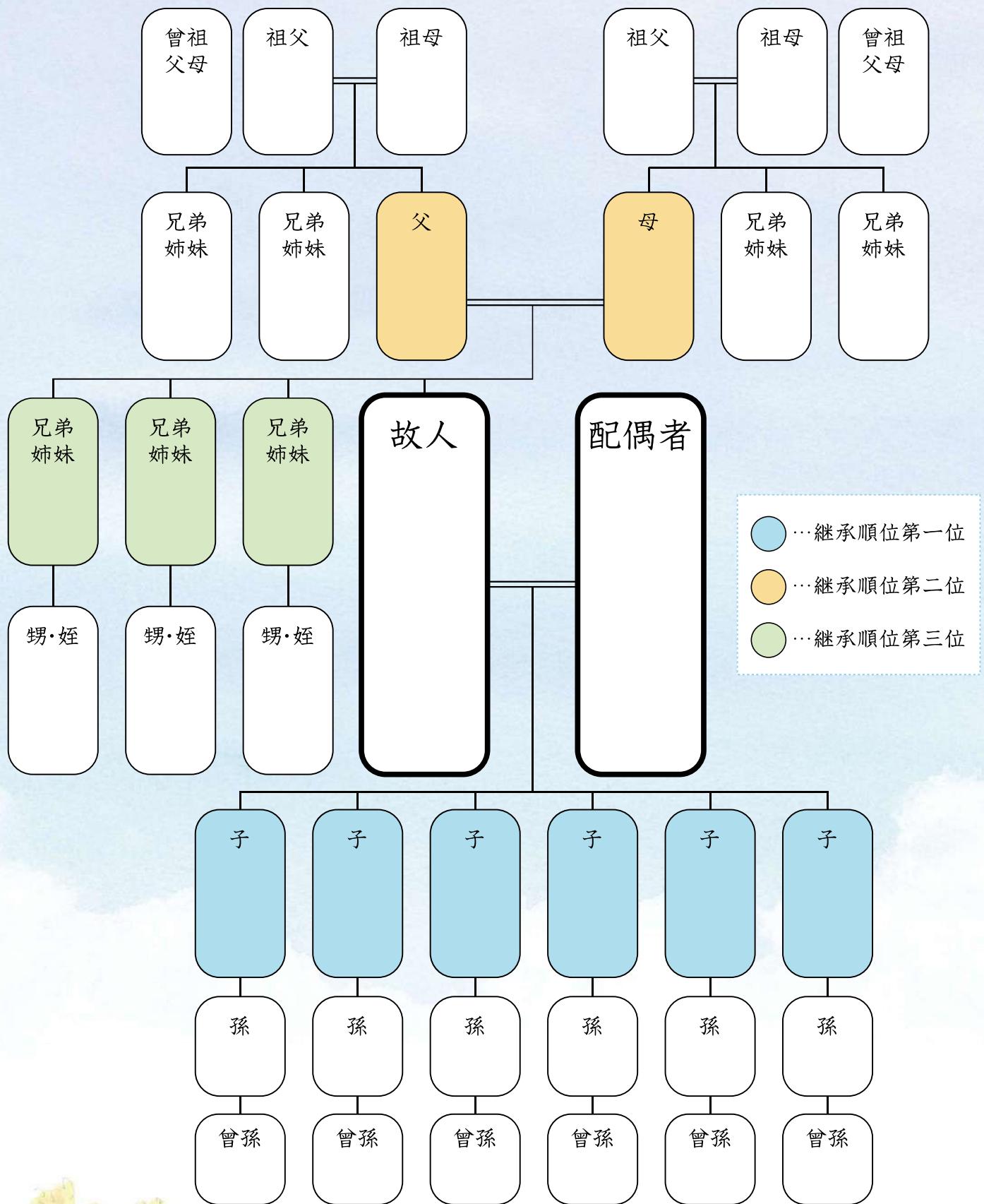
項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。 <手続先>家庭裁判所
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。 <手続先>税務署
<input checked="" type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 +(600万円×法定相続人の数)

該当される項目のある方は

連絡先に確認の上、必要手続きがある場合は速やかに手続きをしてください。

項目	連絡先	死亡のときの手続きの内容	該当有無	完了
金融機関預金手続、 保険請求手続、相続税申告、相続登記等	千葉地方法務局 市川支局  電話 047-339-7701	便利な「法定相続情報証明制度」をご利用ください。各種相続手続で必要な戸籍謄本一式の提出の省略が可能となる制度です。(ただし、一部利用できない機関もあります。)  法務局ホームページをご覧になるか最寄りの法務局又は専門家(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

◆ご遺族メモ／家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として「法定相続情報証明制度」があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) を御覧ください。

◆ご遺族メモ／故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◆少し落ち着いてから行う手続きリスト

項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証返納		鎌ヶ谷警察署 047-444-0110	運転免許証 死亡が確認できるもの
<input checked="" type="checkbox"/> パスポート返納		鎌ヶ谷市役所 市民課	パスポート 名義人の死亡が確認できるもの 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/> ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/> 水道料金の 名義変更・解約	早めに	県水お客様センター 0570-001245 または 043-310-0321	
<input checked="" type="checkbox"/> N H K の名義変更・解約		電話 0120-15-1515 インターネット	
<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/> その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/> クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車・バイク等の廃車		陸運支局 050-5540-2024 軽自動車検査協会 050-3816-3115	各販売業者でも代行可能

## MEMO

発 行 鎌ヶ谷市市民課  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2022年9月作成

